

■点検項目 12 関係（マージン率等の情報提供）

派遣元事業主の透明性を確保し、派遣労働者による派遣元事業主の適切な選択や派遣労働者の待遇改善等に資することが期待されるため、派遣元事業主は、あらかじめ関係者に対して知らせることが適当である次の①から⑦の事項について情報の提供を行わなければなりません（派遣法 23⑤）。

【情報提供する事項】

- ① 派遣労働者の数
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（マージン率）
- ⑥ 派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等（協定対象となる派遣労働者の範囲、有効期間の終期等）
- ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【情報提供の方法】

情報提供の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法）により行うことが必要です（派遣則 18 の 2 ①）。

なお、派遣元指針により、情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とすることとされています（派遣元指針第 2 の 16）。

また、インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省人材サービス総合サイトを積極的に活用することが望ましい。

なお、「その他の適切な方法」として、自社でホームページを有していない場合等については、人材サービス総合サイトの活用に加え、例えば、パンフレットの作成や事業所への書類の備付け等が考えられます。